

毎月勤労統計調査へのご理解をお願いします。

日本の労働最前線をチェック

毎月勤労 統計調査

賃金、労働時間や
雇用の動きを
毎月調べている
大切な調査です。

調査票の作成・提出は
インターネットが
便利です！

調査結果は、経済指標の一つとして
景気判断や、社会保障制度を
検討する際の基礎資料として
使われます。

調査で知り得た
秘密の保護は
万全です！

まいちゃん

きんちゃん

特別調査も、
毎年夏に
1回行われます。

調査で得た情報は、統計を作成するためだけに使用します。
税金の徴収や、労働局の調査などに使われることはありません。

事業主の皆さま。
調査へのご理解、ご協力をお願いします。

国の調査名をかたって不正に情報を収集する
“かたり調査”には十分ご注意ください。

とくちゃん

厚生労働省・都道府県

<http://www.mhlw.go.jp/>

毎月勤労統計とは

労働者の賃金（給与）、労働時間、出勤日数、労働者数の動きを毎月調べている調査です。調査結果は、「景気動向指数」や「月例経済報告」などの景気判断や、最低賃金や社会保障制度の検討の際に基礎資料として使われております。

調査は法律（統計法）に基づいて実施されます。（基幹統計）

調査の対象となる事業所

厚生労働省が指定（標本抽出）した県内の事業所をお願いしています。

第一種事業所 雇用労働者が30人以上の事業所

第二種事業所 雇用労働者が5人以上29人以下の事業所

特別調査 雇用労働者が1人以上4人以下の事業所

調査の方法

第一種事業所 郵送調査（直接、山梨県へ郵送していただきます。）

第二種事業所 調査員調査（山梨県の調査員が直接訪問して行います。）

特別調査 調査員調査（山梨県の調査員が直接訪問して行います。）

なお、第一種及び第二種調査では、インターネットを利用したオンラインシステムでの提出もできます。

「かたり調査」にご注意ください！！

調査員は事業所を訪問する際、必ず「調査員証」を身につけていますので、「調査員証」をご確認ください。

調査票に書かれた事柄は「統計法」により厳しく秘密が守られ、また、統計以外の目的に用いられることは決してありません。

結果の公表

山梨県・国（厚生労働省）が公表します。

山梨県：「毎月勤労統計調査地方調査結果報告」（月報）・・・翌々月末日

公表結果の詳細は、

http://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/HP/y_mkin.html をご覧下さい。

国：「毎月勤労統計調査全国調査結果（速報）」・・・翌月末

国：「毎月勤労統計調査全国調査結果（確報）」・・・翌々月の中旬

厚生労働省ホームページ（毎月勤労統計調査トップ）は、

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/tyousa.htm> をご覧下さい。

調査対象に指定された場合は、ご多忙のこととは存じますが、この調査の趣旨をご理解いただいたうえでご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

《お問い合わせ先》 山梨県企画部統計調査課人口労働担当

055-223-1341